

関係法令

○「空家等対策の推進に関する特別措置法」抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（特定空家等に対する措置）

第 22 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

○「地方税法」抜粋

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第 349 条の 3 の 2 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第 11 項を除く。）の規定の適用を受けるもの並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 13 条第 2 項の規定により所有者等（同法第 5 条に規定する所有者等をいう。以下この項において同じ。）に対し勧告がされた同法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等及び同法第 22 条第 2 項の規定により所有者等に対し勧告がされた同法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第 1 項、第 352 条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに第 384 条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 349 条及び前条第 11 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第 349 条、前条第 11 項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。

- 一 住宅用地でその面積が 200 平方メートル以下であるもの 当該住宅用地
- 二 住宅用地でその面積が 200 平方メートルを超えるもの （後略）

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第 702 条の 3 第 349 条の 3 の 2 第 1 項又は第 349 条の 3 の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第 702 条第 1 項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額とする。

2 第 349 条の 3 の 2 第 2 項の規定又は第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定により読み替えて適用される第 349 条の 3 の 2 第 2 項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第 702 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。

■措置の流れ (対応フロー)

